

土浦市社会福祉協議会善意銀行助成金交付事業募集要項

本会善意銀行では、地域福祉の増進を目的とする事業に対して、助成金の交付を行います。

1 対象事業

- (1) 各福祉分野において、地域福祉の増進を目的とする事業
- (2) 土浦市内で実施される単年度事業（令和6年度内に実施する事業）
- (3) 他の助成金事業と重複しない事業

2 対象団体

- (1) 土浦市内の福祉関係団体及び施設
- (2) 土浦市内のボランティアサークル
- (3) 土浦市内の学校関係（PTA等含む）

3 申込方法

- (1) 所定の払出申込書に必要事項を記入のうえ、下記必要書類を添付し、本会事務局まで提出する。

【必要書類 会員名簿、事業計画書、予算書、その他必要とする書類】

- (2) 申込は1団体1件に限る。

4 申込受付期間

令和6年4月1日（月）から令和6年5月24日（金）

5 審査・決定

- (1) 本会ボランティアセンター運営委員会において、予算の範囲内で審査、決定する。
- (2) 決定は、決定通知書で知らせる。

6 払出限度額

総事業費の2分の1以内とし、1団体が行う1事業に対して20万円を上限とする。

7 事業報告

事業終了後、1ヶ月以内に指定する報告書及び必要書類を提出する。

8 その他

- (1) 審査において必要がある場合には、所定の添付書類の他に、更に詳しい書類を求めることがある。
- (2) 不正、虚偽の申込や事業の未実施の場合と、助成金に残額が生じた場合は、助成金の返還を求めることがある。

9 問合せ先

社会福祉法人土浦市社会福祉協議会

〒300-0036

土浦市大和町9番2号ウララ2ビル 4階

電話029-821-5995

FAX029-824-4118

E-mail info@doshakyo.or.jp

http://www.doshakyo.or.jp